
在シカゴ日本国総領事館Eメールマガジン

《第 160 号》 1/10/2018

◎目次

- 1. 新年の挨拶（伊藤総領事）
- 2. 運転免許証等の発行基準に関する連邦法（Real ID 法）について
- 3. 領事出張サービスのお知らせ
- 4. 日本関連文化事業のお知らせ
- 5. 休館日のお知らせ

=====

1. 新年の挨拶（伊藤総領事）

=====

新年明けましておめでとうございます。

昨年 12 月 1 日、在シカゴ総領事館は、創設 120 周年を迎えました。今後とも総領事館として、当館管轄の 10 州におられる約 33, 000 人の在留邦人の皆様の安全や安心に資する領事サービスの提供を最大限努めて参ります。当館の窓口業務の充実をはじめ、出張サービスやホームページ・メール等を通じた情報提供を引き続き行って参ります。

昨年は、北朝鮮問題をはじめとする東アジアの地域情勢が緊迫の度合いを強める中で、2 月の安倍総理の訪米、11 月のトランプ大統領の訪日を通じて、日米同盟の揺るぎない絆を確認し、日米の友好協力関係が一層強化された年でもありました。

昨年 2 月に着任して以降、私自身、中西部各地に赴き、現地政府・議会をはじめ地元の方々に日本との更なる関係構築の重要性や日本企業の役割の大きさを説明するとともに、各地の日米協会、日本商工会、在留邦人や日系人の皆様方との連携を強化すべく努めて参りました。本年も、米国中西部における日本のプレゼンスを高めるため、官民一体となって積極的に発信をして参りたいと思えます。

当館では、JETRO シカゴ事務所とともに、昨年 9 月より「草の根地方キャラバン」を開始いたしました。これは、州都や大都市のみならず地方都市を訪問し、日系企業の地域経済への貢献や日米

経済関係について説明し草の根レベルでの理解を促進していくこと、双方向での新たな貿易・投資の機会を展開することの2つの目的の下、ビジネスセミナーの実施や地元のコミュニティーとの交流を行うものです。これまでイリノイ州ピオリア市、ロシェル市、エフィンガム市、マウントバーノン市、マリオン市、インディアナ州コロンバス市、エバンスビル市、プリンストン市で実施しました。当館が管轄する中西部10州においては、約1,400におよぶ日系企業の事業所があり、約14万人の雇用が創出されており、更に増大する見込みです。日本企業の皆様の事業展開につき、引き続き当館としてできる限りのお手伝いをさせていただき所存です。

また、昨年9月には、300名余りの政財界関係者の出席の下、日本・米国中西部会第49回日米合同会議が東京で開催されました。ラウナー・イリノイ州知事をはじめ、中西部から5名もの州知事にご参加いただき、会議に先立って安倍総理を表敬したことで、日本における中西部に対する認識も高まりました。本年9月にはネブラスカ州オマハ市で第50回目となる会議が開かれる予定です。これまで築き上げられてきた日本と中西部の関係を更に健全で強固なものにするためにも、50回目という節目にあたる今年の合同会議の成功に向け、関係者の皆様とともに取り組んでまいります。

中西部では、72もの姉妹都市・姉妹州県が交流を行っています。各地の日本庭園等で日本祭り等の文化紹介イベントが開催され、また日本語教育が盛んに行われています。中西部各地に自ら足を運ぶ中で、各地域のコミュニティーにおける皆様方の取組が、日米の友好関係の発展に大きな役割を果たしていることを肌で感じました。本年は、大阪・シカゴ姉妹都市提携45周年をはじめ、様々な姉妹都市の提携が節目の年を迎えます。こうした節目を関係強化の機会と捉え、日本と中西部との更なる交流の深化に力を尽くして参りたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

=====

2. 運転免許証等の発行基準に関する連邦法（Real ID 法）について

=====

米国国土安全保障省（DHS）は、このたび、米国連邦議会で運転免許証等の発行基準に関する連邦法（Real ID 法）で定めている基準を満たしていない当館管轄4州（イリノイ州、ミズーリ州、ノースダコタ州及びミネソタ州）発行の運転免許証及びIDカードに対する同法の適用の開始日を2018年10月10日まで延長しました。

詳しくは、以下の当館ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000319437.pdf>

=====

3. 領事出張サービスのお知らせ

=====

領事出張サービスを下記のとおり実施する予定です。出張サービスでは、在外選挙人名簿登録申請のほか、旅券の申請・交付、在留届（変更届）、各種証明の申請、戸籍・国籍に関する届出を取り扱っておりますので、多くの方のご利用をお待ちしております。

- 1月15日（月） ミズーリ州セントルイス（旅券仮申請受付期限：12月26日）
<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000297122.pdf>
- 1月25日（木） インディアナ州プレインフィールド（旅券仮申請受付期限：1月11日）
<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000297130.pdf>
- 2月23日（金） インディアナ州プレインフィールド（旅券仮申請受付期限：2月9日）
<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000297136.pdf>
- 3月15日（木） ウィスコンシン州マディソン（旅券仮申請受付期限：3月1日）
<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000297139.pdf>
- 3月22日（木） ミネソタ州イーガン（旅券仮申請受付期限：3月8日）
<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000297141.pdf>

今後実施予定の領事出張サービスの具体的な日時・場所につきましては、決定次第、当館ホームページおよび本メール・マガジンでお知らせしますが、最新の情報をお知りになりたい方は、以下の当館ホームページを定期的にチェックしてください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/con_main_j.html#con_shuccho

=====

4. 日本関連文化事業のお知らせ

=====

- (1) 日英バイリンガルのための第2回継承日本語弁論大会：聴講者募集（イリノイ州シカゴ）
親から受け継いだ言葉（継承語）としての日本語を補習校や家庭で学んでいる学生を対象とした日本語弁論大会を以下のとおり開催します。聴講を希望される方は当日直接会場にお越し下さい。
 - (ア) 開催日時：2018年1月28日（日）午後1時～3時
 - (イ) 開催場所：在シカゴ日本国総領事館広報文化センター（737 N. Michigan Ave, Suite 1000, Chicago, IL 60611）
 - (ウ) 出場者：在シカゴ日本国総領事館管轄10州に在住の継承語として日本語を学習している小中学生、高校生、大学生。

(2) 第32回日本語弁論大会：参加者募集（イリノイ州シカゴ）

外国語として日本語を学んでいる生徒のための毎年恒例の日本語弁論大会の出場者を募集しています。詳細は以下のとおりですので、奮ってご応募ください。

(ア) 開催日時：2018年3月17日（土）午後12時～5時

(イ) 開催場所：在シカゴ日本国総領事館広報文化センター（737 N. Michigan Ave, Suite 1000, Chicago, IL 60611）

(ウ) 応募資格：在シカゴ日本国総領事館管轄10州に在住の外国語として日本語を学習している小中学生，高校生，大学生

(エ) 応募方法：以下のURLをご覧ください。

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/000320052.pdf>

(オ) 応募締切：2018年2月7日（水）必着

=====
5. 休館日のお知らせ
=====

=====
次回の当館休館日は以下のとおりです。

1月15日（月） マーチン・ルーサー・キング・ジュニア誕生日

休館日には領事窓口，広報文化センター，電話での対応等，通常業務は行っておりません。海外への渡航などで日本のパスポート（旅券）の発給を申請される場合には，発給まで時間を要しますので，現在お持ちのパスポートの有効期間を予めご確認の上，早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては，当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/con_main_j.html

なお，事件・事故に巻き込まれた方，その他緊急の用件のある方は，当館代表電話（312-280-0400）に電話し，音声に従って操作して頂きますと，緊急電話受付につながります。

総領事館の休館日は，1年間の総休館日数が日本国内の官公庁と同数になるよう，米国と日本の祝日を調整して決めています。年間を通じた休館日をお知りになりたい方は，当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/about_main_j.html#about_closed
=====

◆在留状況・連絡先等の変更があった場合◆

在シカゴ日本総領事館では、テロや大規模災害などの緊急事態発生時等に日本人の皆様
様に直ちに情報の提供ができるよう、在留届を提出して頂いた方の在留状況・連絡先等
の確認を行っています。転居やご帰国などにより在留届に記載された事項（住所、電話
番号、メールアドレス、家族構成等）に変更があったものの、未だ当館へ変更届を提出
していない方は、氏名（漢字およびローマ字）と生年月日を明記の上、変更事項を当館
までご連絡下さい。

変更の届出を行っていないと、在留状況等を確認することができず、緊急事態発生時
等に当館から情報の発信が行えませんので、必ず変更の届出を行うようお願いします。

◆パスポートの有効期間をご確認下さい◆

パスポートの申請から交付までには時間を要しますので、日頃から現在お持ちのパス
ポートの有効期間をご確認の上、早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館
の領事業務につきましては、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/con_main_j.html

<受信中止・Eメールアドレスの変更>

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/emailchange.html

<バックナンバー>

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/backnumber.html

<在シカゴ日本国総領事館>

E-mail: ryoji1@cg.mofa.go.jp

URL: http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Tel: 312-280-0400

Fax: 312-280-9568
